

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第339号)

平成16年12月17日

横情審答申第339号

平成16年12月17日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
る諮問について（答申）

平成15年3月5日教教人第1112号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「分限懲戒審査委員会について（平成13年度教教人第945号）」、「分限懲戒審査委員会について（平成13年度教教人第1169号）」、「分限懲戒審査委員会について（平成14年度教教人第61号）」、「分限懲戒審査委員会について（平成14年度教教人第80号）」、「分限懲戒審査委員会について（平成14年度教教人第746号）」及び「分限懲戒審査委員会について（平成14年度教教人第859号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「分限懲戒審査委員会について（平成13年度教教人第945号）」、「分限懲戒審査委員会について（平成13年度教教人第1169号）」、「分限懲戒審査委員会について（平成14年度教教人第61号）」、「分限懲戒審査委員会について（平成14年度教教人第80号）」、「分限懲戒審査委員会について（平成14年度教教人第746号）」及び「分限懲戒審査委員会について（平成14年度教教人第859号）」を一部開示とした決定において非開示とした情報のうち、別表に示した部分については開示すべきであるが、その余の部分非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「分限懲戒審査委員会について（平成13年度教教人第945号）」（以下「文書1」という。）、「分限懲戒審査委員会について（平成13年度教教人第1169号）」（以下「文書2」という。）、「分限懲戒審査委員会について（平成14年度教教人第61号）」（以下「文書3」という。）、「分限懲戒審査委員会について（平成14年度教教人第80号）」（以下「文書4」という。）、「分限懲戒審査委員会について（平成14年度教教人第746号）」（以下「文書5」という。）及び「分限懲戒審査委員会について（平成14年度教教人第859号）」（以下「文書6」という。以下文書1から文書6までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成14年12月20日及び平成15年1月17日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため、一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 対象行政文書には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分に該当する処分と、懲戒処分に当たらない指導監督上の措置の対象となった教職員の所属校名、職名、氏名、性別、年齢及び処分、措置等が記されており、いずれも処分、措置の対象となった教職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別する

ことができるものに該当すると考えられる。

イ 懲戒処分の対象となった教職員に関する情報については、懲戒処分そのものが個人の非違行為を対象に行われるものであることから、本号本文の個人に関する情報に該当し、当該教職員の職務遂行上の情報に当たらないと解され、ただし書ウには該当しないと考えられる。

しかし、教職員の懲戒処分に関する情報については、義務又は慣行により、既に一定の範囲の情報が公表されていることから、その全部を非開示とすることは妥当ではなく、条例上保護すべき個人に関する情報に該当するかどうか個別に検討した結果、地方公務員法に基づく懲戒処分に係る情報のうち、被処分教職員の氏名（ふりがなを含む。以下同じ。）、事件発生時以外の学校名、教科に係る情報及び監督者の年齢等については、条例上保護すべき個人に関する情報であり、本号本文に該当すると判断した。

ウ 地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置については、個人の非違行為を対象に行われる懲戒処分とは異なり、職務上の命令権を有する上司が、その権限に基づいて職員を指導監督し、当該職員の職務遂行の適正化を図るために行うものであると考えることが相当であり、本号ただし書ウに規定する公務員の職務遂行に係る情報に該当すると考えられる。

しかし、指導監督上の措置の対象となった教職員の氏名、性別及び年齢、事件の概要に関する情報のうち教科名等は当該教職員及び被害生徒が識別される可能性があるとして本号本文の個人に関する情報に該当すると考えられる。

また、指導監督上の措置の対象となった教職員の監督者の年齢については、職務内容とは直接関係なく、一般に公知の事実もないことから、本号本文の個人に関する情報に該当すると考えられる。

エ 以上により、対象行政文書のうち地方公務員法に基づく懲戒処分に該当するものについては、被処分教職員の氏名、事件発生時以外の学校名、教科に係る情報及び監督者の年齢について本号本文に該当すると判断した。

また、教諭以外の職名については、学校名と併せて開示することにより、特定の個人を識別できるものとして本号本文に該当すると判断した。

ただし、文書5の事案については、既に新聞で大きく報じられ、社会的に多大な影響を及ぼしたことを鑑み、個別に検討した結果、例外的に学校名、職名及び氏名を公にしている懲戒処分の被処分者については、条例上保護すべき個人に関する情

報に該当しないと判断した。

オ 地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置に関する情報については、措置に関わる教職員の氏名、事件発生時以外の学校名、性別及び年齢、教科に係る情報及び監督者の年齢について本号本文に該当すると判断した。

カ なお、以上については、答申第225号における審査会の判断を基に検討した。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない措置については、任命権者による懲戒権の行使とは異なり、職務上の命令権を有する上司が、その権限に基づいて職員を指導監督し、当該職員の職務遂行の適正化を図るために行うものであると考えるのが相当であるから、人事管理に関する情報に該当すると考えられる。

このような人事管理に関する情報は、懲戒処分のように法令等の規定又は慣行により公にされている事実がなく、開示すると、指導監督上の措置本来の効果が損なわれ、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると考えられる。

ただし、当該人事管理に関する情報のうち、事件発生時の学校名については、これを開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるとはまではいえないことから、本号に該当しないものとする。

以上により、対象行政文書のうち、地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない措置に関する情報のうち事件発生時の学校名以外は、本号に該当すると判断した。

なお、以上については、答申第226号における審査会の判断を基に検討した。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分の取消しを求める。
- (2) 非開示とする根拠規定条例第7条第2項第2号及び第6号に該当しない情報を多く含んでいる。
- (3) 他の情報と照合可能な情報、例えば被処分教職員の性別、年齢、処分日、処分内容、事件の概要、措置等は体罰報告書、文科省への報告文書、教育委員会月報等で公開されている。
- (4) 懲戒処分に関する情報とそれに当たらない情報を区別して処分決定を行うことは、

先に出された答申に従ったものとはいえ、正当な理由は認められない。答申の条例第7条第2項第2号の懲戒処分に係る部分の解釈は、懲戒以外も同様に解釈されるべきである。

- (5) 実施機関は、主体性を持った判断が必要である。事実、自分たちの開示・非開示の判断についての認識がなく、決裁印を押している状況がある。情報公開制度について、その意義を理解し、原処分の段階で、条例前文にある「知る権利」と、目的である「説明責任」の意味を考えることが出来れば、本件のような不可解な開示状況にはならないと思う。社会通念と常識が通じない市役所では、市民の信頼等得られない。
- (6) 本件については、何を、いつ、どのように処分したのかが分からないものがある。情報公開制度、記者発表での公表、教育委員会会議での承認（懲戒処分案件のみ）、文科省への調査統計報告（厳重注意、文書訓戒、戒告、減給、停職及び免職）等々が、誤解と混乱により現況のような開示状況になっていると考える。
- (7) なぜ懲戒かそれ以外かで線を引き、条例第7条第2項第6号の支障情報として全部非開示にするのか、その理由に説得性はない。答申に従い、懲戒処分以外だから、仮に措置名（横浜市は厳重注意か文訓）を非開示にしたとしても、何を審議したのかわからない。事件の概要や処分日等は「教育委員会月報」、報道等で公表されている。「教育委員会月報」を読んでいる市民は少ないのだが、現状を知っている者には、非開示だから文書訓戒か厳重注意のいずれかであるという情報を、逆に開示していることになる。従って、全部非開示はあり得ず、懲戒処分以外でも、二処分のいずれであるのかを開示すべきである。
- (8) 体罰行為は、学校教育法第11条により、行ってはならない非違行為であり、教員の指導過程でなされた行為であることから、教員の職務遂行上の情報である。従って、条例で保護すべき個人に関する情報に該当しない。
- (9) 懲戒処分以外の処分は、開示すると支障が生じると先の答申にあったが、一体どのような支障があるというのか。校長の責任において提出された公文書の処分名を決めるのが教育委員会の「分限懲戒審査委員会」なのである。職務怠慢につながらないのか。隠蔽にも。「処分隠し」である。

私が、懲戒処分になるのか、それ以外のものになるのかにかかわらず、開示請求し交付を受けている体罰報告書については、学校名、加害教員の性別・年齢、体罰の概要・事実経過、校長の指導・意見、被害生徒の学年・年齢等が一部開示

されている。体罰という犯罪行為は、教育関係を破壊するものであり、この損なわれた教育関係の修復を図る対策である人事措置関係文書を開示しても何ら支障はない。

- (10) 処分結果については、その軽重を問わず教育関係の人的措置であり、児童・生徒の心身の安全性を確保するための措置対応に関する情報を開示しなければ、懲戒処分制度の効果も信頼も得られない。報告書はすべて交付され、その結果が不明では、事件及び事故は完結しない。
- (11) すべての体罰内容と処分内容は不可分一体のものである。体罰報告書が学校名を明らかにして公文書として開示されていることからすると、その処分結果を非開示とすることは不可解である。
- (12) 実施機関は、教員の不正行為を防止する権限を有している以上、これらの情報を公開することにより市民に対して、自らの職務を公正に遂行していることを証明すべきである。こっそりと甘い（軽い）処分を行ってはいは、再発防止策を講じられない。
- (13) 毎年度の処分調査は、文部科学省がまとめた「教育委員会月報」で公表されており、これによって横浜市の状況を知ることができる。この調査統計の元になったものは、各自治体から入手可能であり、これと入手した報告書を基に、すべてが照合可能となるが、これだけの作業を行うための多大な経済的・時間的負担を市民に強いることとなる市の情報公開制度の運用は、行政サービス上、認められるものではない。
- (14) 不当にプライバシーを侵害しない情報公開のあり方を工夫すべきである。体罰の場合、教員の名誉・プライバシーなどの利益を児童・生徒の利益や規律・秩序の維持という公益に優先させることは適当ではない。

5 審査会の判断

(1) 職員の懲戒処分及び懲戒の手續について

地方公務員法第29条第1項では、職員が法令等の規定に違反するなどの非違行為があった場合には、これに対する懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる」と規定している。そして、同条第4項では、職員の懲戒の手續及び効果については、法律に特別の定めがある場合を除き、条例で定めなければならない」と規定している。

神奈川県では、この規定を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和

31年法律第162号)第43条第3項の規定に基づいて、市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和31年神奈川県条例第36号。以下「県条例」という。)を定めている。

実施機関は、県費負担の横浜市立小・中学校等の教職員について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第58条第1項の規定に基づいて、県条例の規定により懲戒の手續を行っている。

(2) 横浜市立学校教職員分限懲戒審査委員会による審査について

実施機関は、市立学校の教職員に対して、地方公務員法に基づく懲戒処分又は懲戒処分には当たらない指導監督上の措置(以下「懲戒処分等」という。)を行う場合には、当該懲戒処分等の公正を期するため、事前に、横浜市立学校教職員分限懲戒審査委員会(以下「分限懲戒審査委員会」という。)の審査に付し、その審査結果を踏まえて、懲戒処分等の内容を決定していることが認められる。

(3) 本件申立文書について

本件申立文書は、分限懲戒審査委員会の開催及びその審査結果を記録したものであり、開催日ごとに作成され、それぞれ起案用紙、起案本文及び措置検討事案一覧により構成されている。このうち、措置検討事案一覧には、審査に付された事案ごとに、学校名、教職員の職名・氏名、性別・年齢、事件の概要、措置、処分日等が記録されており、文書1の措置検討事案一覧は港南台第一中学校の事案(以下「文書1-1」という。)及び戸塚中学校の事案(以下「文書1-2」という。)、文書2の措置検討事案一覧は南台小学校の事案(以下「文書2-1」という。)、文書3の措置検討事案一覧は野庭中学校の事案(以下「文書3-1」という。)、中和田南小学校の事案(以下「文書3-2」という。)、南瀬谷中学校の事案(以下「文書3-3」という。)、西本郷中学校の事案(以下「文書3-4」という。)及び南戸塚中学校の事案(以下「文書3-5」という。)、文書4の措置検討事案一覧は野七里小学校及び釜利谷小学校の事案(以下「文書4-1」という。)、文書5の措置検討事案一覧は仲尾台中学校の事案(以下「文書5-1」という。)並びに文書6の措置検討事案一覧は汲沢中学校の事案(以下「文書6-1」という。)、鶴見中学校の事案(以下「文書6-2」という。)、緑園東小学校の事案(以下「文書6-3」という。)、恩田小学校の事案(以下「文書6-4」という。)及び西中学校の事案(以下「文書6-5」という。)となっている。

本件申立文書の措置検討事案一覧のうち、文書1-1、文書1-2、文書2-1、

文書 3 - 2、文書 3 - 3、文書 3 - 4、文書 6 - 4 及び文書 6 - 5 には地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置に関する情報が、文書 3 - 1、文書 3 - 5、文書 4 - 1、文書 6 - 1、文書 6 - 2 及び文書 6 - 3 には地方公務員法に基づく懲戒処分に係る情報が、文書 5 - 1 には両方の情報が記録されている。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 2 号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

しかし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「ウ 当該個人が公務員・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、文書 3 - 1、文書 3 - 5、文書 4 - 1、文書 5 - 1、文書 6 - 1、文書 6 - 2 及び文書 6 - 3 に記録されている地方公務員法に基づく懲戒処分に関する情報のうち、教職員の学校名（事件発生時を除く。）、職名（教諭を除く。）、氏名及び教科等に係る情報並びに当該教職員の監督者の年齢を本号に該当するとして非開示としたと主張している。

また、文書 1 - 1、文書 1 - 2、文書 2 - 1、文書 3 - 2、文書 3 - 3、文書 3 - 4、文書 5 - 1、文書 6 - 4 及び文書 6 - 5 に記録されている地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置に関する情報のうち、学校名（事件発生時を除く。）並びに措置の対象となった教職員の職名（教諭を除く。）、氏名、性別、年齢及び事件の概要に関する情報のうち教科名等並びに監督者の年齢を本号に該当するとして非開示としている。

ウ まず、文書 3 - 1、文書 3 - 5、文書 4 - 1、文書 5 - 1、文書 6 - 1、文書 6 - 2 及び文書 6 - 3 に記録されている地方公務員法に基づく懲戒処分に関する情報について検討する。

(ア) 文書 5 - 1 に記録されている学校名（事件発生時を除く。）、文書 3 - 5、文書 4 - 1、文書 5 - 1 及び文書 6 - 3 に記録されている職名（教諭を除く。文書 6 - 3 については職名に係る情報を含む。）並びに文書 3 - 1、文書 3

- 5、文書4 - 1、文書5 - 1、文書6 - 1、文書6 - 2及び文書6 - 3に記録されている氏名は、当該教職員の個人に関する情報であり、当該教職員を識別することができる情報であるから、本号本文に該当する。

(イ) 文書3 - 1及び文書6 - 2の事件の概要に記録されている教科等に係る情報については、これを開示すると、体罰を受けた被害生徒が識別される可能性があるため、本号本文に該当する。

(ウ) 文書3 - 1、文書4 - 1、文書6 - 1及び文書6 - 2に記録されている地方公務員法に基づく懲戒処分の対象となった教職員の監督者の年齢は、当該監督者の個人に関する情報であるため、本号本文に該当する。

(I) なお、実施機関においては、本件請求及び異議申立て当時、教職員が地方公務員法に基づく懲戒処分を受けた場合に、その氏名等特定の個人を識別することができる情報を公にする義務規定がなく、慣行として公にされている事実も認められないことから、(ア)から(ウ)までで本号本文に該当するとした情報は、本号ただし書アに該当しない。

また、懲戒処分の対象となった教職員に関する情報については、懲戒処分そのものが個人の非違行為を対象に行われるものであることから、これらの情報は本号ただし書ウにも該当しない。

エ 次に、文書1 - 1、文書1 - 2、文書2 - 1、文書3 - 2、文書3 - 3、文書3 - 4、文書5 - 1、文書6 - 4及び文書6 - 5に記録されている地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置に関する情報について検討する。

(ア) 地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置に関する情報のうち実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報は、個人に関する情報であって、一般に入手可能な他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

しかし、地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置は、個人の非違行為を対象に行われる懲戒処分とは異なり、職務上の命令権を有する上司が、その権限に基づいて職員を指導監督し、当該職員の職務遂行の適正化を図るために行うものであると考えるのが相当である。

したがって、文書1 - 1、文書1 - 2、文書2 - 1、文書3 - 2、文書3 - 3、文書3 - 4、文書5 - 1、文書6 - 4及び文書6 - 5に記録されている職名、氏名、事件の概要、措置及び処分日並びに文書3 - 3、文書5 - 1、文書6 -

4及び文書6-5に記録されている学校名(事件発生時を除く。)については、公務員の職務遂行に係る情報に該当すると判断され、本号ただし書ウに該当する。

(イ) ただし、文書1-2、文書2-1、文書3-2、文書3-3及び文書3-4については、体罰等に係る事件の概要が記録されており、指導監督上の措置の対象となった教職員の氏名及び学校名(事件発生時を除く。)を開示すると、当該教職員が識別されることとなり、その結果、体罰を受けた被害生徒が識別されるおそれがあるため、これらの情報は非開示とすべきである。

また、文書1-2、文書2-1、文書3-2、文書3-3及び文書3-4に記録されている事件の概要並びに文書1-1の備考に記録されている情報のうち、部活動名が推測される記録及び生徒の学校生活における様子等、体罰を受けた被害生徒が直接識別されるおそれのある情報についても同様である。

(ウ) 文書1-2、文書2-1、文書3-2、文書3-3及び文書3-4に記録されている指導監督上の措置の対象となった教職員の監督者の年齢については、職務内容とは直接関係がないため本号ただし書ウに該当しない。

(5) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある情報については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置に関する情報のうち学校名(事件発生時に限る。)を除いて、本号に該当するとして非開示としたと主張している。

ウ 地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置は、任命権者による懲戒権の行使とは異なり、職務上の命令権を有する上司が、その権限に基づいて職員を指導監督し、当該職員の職務遂行の適正化を図るために行うものであると考えるのが相当であるから、このような指導監督上の措置の対象となった教職員及びその監督者の情報は、実施機関の人事管理に関する情報に該当する。

本件の場合においては、このような人事管理に関する情報を開示すると、指導監督上の措置本来の効果が損なわれ、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそ

れがあると考えられる。

エ したがって、本件申立文書における措置検討事案一覧に記録された、地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置に関する情報のうち、学校名（事件発生時に限る。）を除いたその余の部分は、本号エに該当する。

(6) 実施機関が報道機関に対し提供した情報について

実施機関の説明によると、文書 5 - 1 に記録されている事件については、平成14年11月15日の記者発表の際に、また、文書 6 - 3、文書 6 - 4 及び文書 6 - 5 に記録されている事件については、平成14年12月25日の記者発表の際に、地方公務員法に基づく懲戒処分の対象となった教職員の職名（職名に係る情報を含む。）並びに指導監督上の措置の対象となった教職員の職名、年齢、事件の概要（全部又は一部）、措置及び処分日について、報道機関に対し情報提供を行ったことが認められた。

このような、実施機関が報道機関に対して提供を行った情報については、慣行として公にすることが予定されている情報と考えることが適当であるため条例第7条第2項第2号ただし書アに該当し、また、行政運営上の支障も認められないことから同項第6号には該当しない。

(7) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定において非開示とした情報のうち、別表に示した部分については開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

別表

実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が開示すべきであると判断した部分

		開示すべき部分
文書 5 - 1	3	「職名 氏名」のうち職名 「事件の概要」のうち職名
	4	「職名 氏名」のうち職名 「性別 年齢」のうち年齢 「事件の概要」 「措置」 「処分日」
	5	「職名 氏名」のうち職名 「性別 年齢」のうち年齢 「事件の概要」 「措置」 「処分日」
文書 6 - 3	1	「職名 氏名」のうち職名 「事件の概要」のうち職名（職名に係る情報を含む。）
文書 6 - 4	1 2	「職名 氏名」のうち職名 「性別 年齢」のうち年齢 「事件の概要」のうち 1 行目 1 文字目から 1 行目 6 文字目 まで、 3 行目 14 文字目から 5 行目 7 文字目まで及び 5 行目 16 文字目から 6 行目 4 文字目まで 「措置」 「処分日」
文書 6 - 5	1 2 3	「職名 氏名」のうち職名 「性別 年齢」のうち年齢 「事件の概要」のうち 2 行目 3 文字目から 3 行目 13 文字目 まで及び 4 行目 1 文字目から 9 文字目まで 「措置」 「処分日」

（注意）文字数について

1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ 1 文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ 1 文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年3月5日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成15年3月14日 (第8回第二部会) 平成15年3月20日 (第8回第一部会)	・諮問の報告
平成15年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年8月27日 (第43回第二部会)	・審議
平成16年9月10日 (第44回第二部会)	・審議
平成16年9月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年9月24日 (第45回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成16年10月22日 (第47回第二部会)	・審議
平成16年11月19日 (第49回第二部会)	・審議
平成16年11月26日 (第50回第二部会)	・審議